

令和 7 年 9 月 1 9 日

各 位

和歌山労働局長



和歌山県最低賃金・中小企業支援策に係る周知について（協力依頼）

日頃から、労働行政の円滑な推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、和歌山地方最低賃金審議会における調査審議を経て、和歌山県最低賃金（地域別最低賃金）が時間額 1,045 円（現行の 980 円から 65 円引上げ）に改正決定され、令和 7 年 11 月 1 日から発効することになりました。

和歌山県最低賃金は、正社員、パートタイマー、アルバイト等の呼称の如何を問わず、和歌山県内の事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の確保・改善に大きな役割を果たすものであることから、県内全ての事業者及び労働者への周知が重要となります。

加えて、和歌山地方最低賃金審議会からは、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げやすい環境整備の重要性に鑑み、賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援制度の更なる周知啓発や相談体制の強化等を強く求められているところです。

以上のことから、改正決定される最低賃金の周知と併せ、賃金を引き上げる中小企業・小規模事業者への支援策に係る広報及び活用の促進について、取組を行うこととしています。

つきましては、別添の広報文例を御参考に、広報誌・ホームページ等への掲載、傘下の団体等への周知、開催行事でのリーフレット配布等、積極的な周知に格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、広報誌等への記事掲載をされた場合には、お手数ですが、掲載部分を下記担当者まで御送付くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

### 広報文例 1

#### 『和歌山県最低賃金が改正決定されました』

本年（令和7年）11月1日から和歌山県最低賃金は、時間額 1,045 円となります。

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度として定めたもので、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

注1）最低賃金は常用労働者だけでなく、臨時、パートタイマー、アルバイト等の呼称や労働者の年齢にかかわらず、全ての労働者に適用されます。

注2）最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当、賞与等は含まれません。

注3）派遣労働者については、派遣先の地域別（又は特定）最低賃金が適用されます。

注4）「鉄鋼業」については、和歌山県鉄鋼業最低賃金が適用されます。

詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室（TEL 073-488-1152）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

### 広報文例 2

#### 『和歌山県最低賃金が改正決定されました』

最低賃金の名称 和歌山県最低賃金

最低賃金額 時間額 1,045 円

効力発生日 令和7年11月1日

適用範囲 和歌山県内で働く全ての労働者とその使用者

最低賃金法違反については罰則が設けられています。

また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労使合意で定めても、法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室（TEL 073-488-1152）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

### 広報文例 3

#### 『和歌山県最低賃金が改正決定されました』

和歌山県最低賃金 時間額 1,045 円

効力発生日 令和7年11月1日

詳細については、和歌山労働局労働基準部賃金室（TEL 073-488-1152）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。